

期間限定

# 街頭防犯カメラ新規設置の 補助率UPは今年度まで

この機会にぜひ活用をご検討ください！！

「大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金」とは、地域の防犯活動を支援するため、自主的に街頭防犯カメラを設置する自治会等に対し、その設置費用の一部を補助することにより、街頭犯罪などを未然に防止し、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進するための制度です。

補助率がUPしている今が新規設置のチャンス！

通常時 <sup>補助率</sup> **[1/2]** → 令和7・8年度 <sup>補助率</sup> **[2/3]**

- 補助限度額は、購入の場合は250,000円/台、リースの場合は50,000円/台です。
- 申請方法・申請書類については、改めて6月頃お知らせします。

**注意** 設置及び支払いが令和9年3月31日までに完了する必要があります。

ちなみに...

令和7年度からリース契約にかかる費用や、電柱などへの共架料も補助対象となり、より活用の幅が広がりました！

補助金全体の詳細は裏面をチェック☞

## 街頭防犯カメラとは？

継続的に設置する撮影装置で、公共空間である道路等（敷地内道路を除く）を撮影した映像を記録する装置及び記録した映像を表示する装置を備えたものをいいます。



# 大阪狭山市街頭防犯カメラ 設置事業補助金

## 補助対象者

- 市内の一定の地域において、おおむね30以上の世帯により自主的に組織された団体又はその連合体（自治会、自治連合会など）
- 建物の区分所有等に関する法律に規定する管理組合（マンション管理組合など）

## 補助金の額

補助の種別	補助対象経費	補助率	補助限度額
令和7、8年度限定拡充基準 街頭防犯カメラの 新規設置	街頭防犯カメラの購入に要する経費※	3分の2	250,000円/台
	街頭防犯カメラの借上に要する経費※		50,000円/台
街頭防犯カメラの 更新設置	街頭防犯カメラの購入に要する経費※	2分の1	200,000円/台
	街頭防犯カメラの借上に要する経費※		50,000円/台
街頭防犯カメラの 維持管理	保守点検、修繕、電気料金、共架料等	2分の1	50,000円/台

※地代及び占用料（共架料を除く）、予備の物品の購入費は除きます。

予算に限りがあるため、交付申請額の合計が予算額を超えた場合は、交付決定額を調整させていただく場合があります。

## 対象要件

- ①街頭防犯カメラの設置、管理又は運用に関し、「大阪狭山市街頭防犯カメラ設置基準」に適合する基準を定めていること。
- ②街頭防犯カメラの設置に関し、他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。
- ③本補助金の交付を受けて設置したカメラの更新設置の場合は、交付より5年を経過していること。
- ④地域などで合意が得られていること。
- ⑤公共空間である道路等（敷地内道路は除く）が撮影範囲に含まれていること。

## 注意点

- ①補助金を申請する団体は、該当する地域で合意形成を図り、設置場所は事前に地域住民に周知してください。
- ②設置区域内の公共の用に供する場所で、見やすいところに、防犯カメラを設置している旨の標識等を設置してください。
- ③道路等に設置する場合にあっては、あらかじめ道路管理者等の許可を得てください。
- ④撮影範囲として、マンション等共同住宅の内部、施設内道路を撮影している場合は対象となりません。
- ⑤同一年度内における補助対象者に対する補助は1回とします。

**申請先及び申請様式等については6月頃お知らせ予定です。**